

アイドルマーク使用取扱い規則

神奈川県クリーニング生活衛生同業組合

第1条 神奈川県クリーニング生活衛生同業組合（以下「組合」という）のアイドルマーク（以下「マーク」という）の使用に関してはすべて本規則の定めるところによる。

第2条 本規則に於いてアイドルマークは、別紙様式のマークをいう。

第3条 マークは組合の承認を得て、ブロック又は支部及び組合員がその宣伝事業等に使用する以外何人もこれを使用してはならない。

第4条 マークの使用を希望するブロック又は支部及び組合員は、その使用目的・使用方法を明確に記入した使用届けをあらかじめ組合に提出し、組合の承認を得なければならない。

第5条 組合は前2条の規定に違反してマークを使用したブロックまたは支部及び組合員に対して、その使用の差止めを請求することができる。

2. 前項による請求を受けた場合、請求を受けたブロック又は支部及び組合員はマークの使用を直ちに中止しなければならない。

付 則 この規約は昭和50年6月6日から施行する。